

# 地方公共団体における推進体制の整備等について

# 再犯防止推進法における地方公共団体の責務等

平成28年12月 再犯防止推進法 成立・施行

都道府県等に再犯防止担当窓口の設置を依頼

平成29年末頃 再犯防止推進計画の閣議決定(予定)

## 地方公共団体の責務

### ■ 国との適切な役割分担を踏まえた、地域の状況に応じた再犯防止施策の実施

【再犯防止推進法第4条第2項】

地方公共団体は、基本理念の通り、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### ■ 国の再犯防止推進計画を勘案した地方再犯防止推進計画の策定

【再犯防止推進法第8条第1項】

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

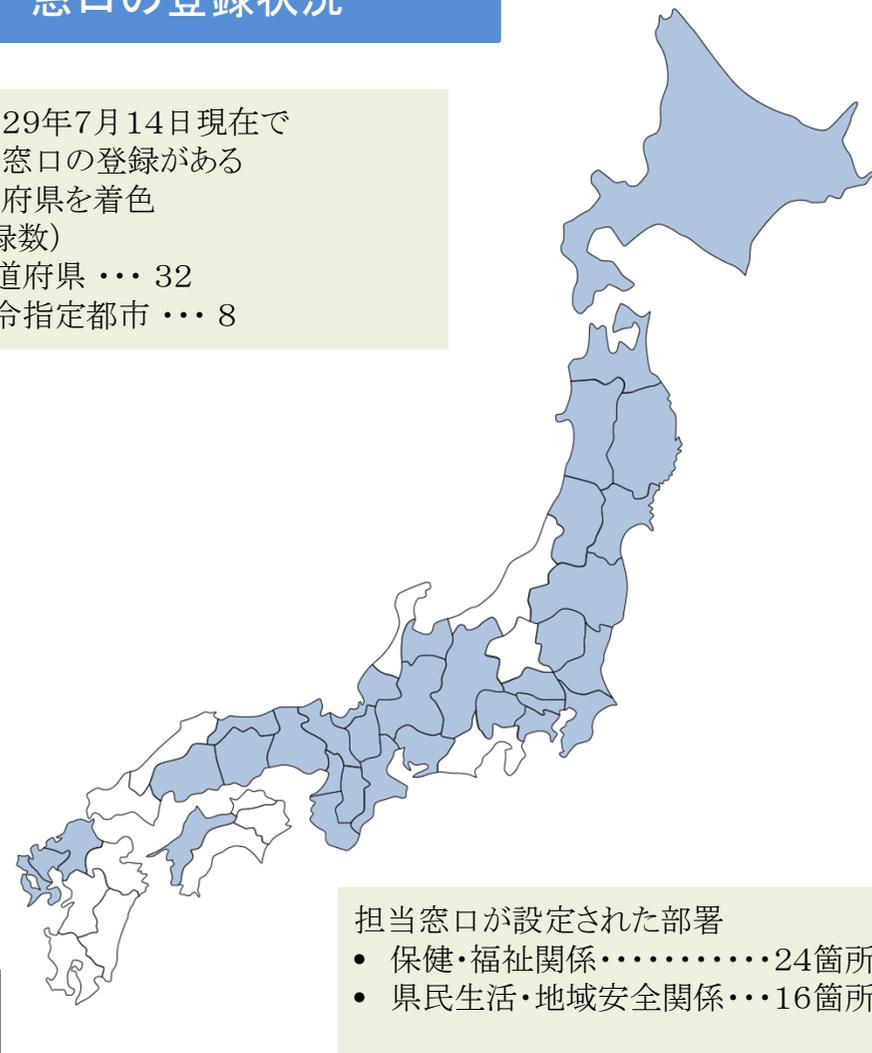
## 窓口の登録状況

平成29年7月14日現在で  
担当窓口の登録がある  
都道府県を着色

(登録数)

都道府県 … 32

政令指定都市 … 8



国と地方の再犯防止施策を有機的に連携させ、総合的に講じることで、  
犯罪をした者等の特性に応じた、途切れることのない息の長い指導・支援を実現

【再犯防止推進法第3条第2項】

再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、（略）途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

# 国と地方公共団体が連携して再犯防止対策を進める上での課題

- 再犯防止推進法では、社会復帰後も途切れることなく、犯罪や非行をした者が、その特性に応じた指導や支援を受けることができるよう、国と地方公共団体が密接に連携して施策を講じることが求められている。
- これまでも、保護観察終了者や満期出所者も受けることができる公的な支援の必要性については指摘されていたものの、刑事司法関係機関と地方公共団体の取組をつなぐ上で、以下のような課題があるため、再犯防止に取り組む地方公共団体は一部に留まっている。

## 刑事司法関係機関と地方公共団体の間に「再犯防止」という観点からのつながりがない

### 刑事司法関係機関

- ・ 支援を必要としている犯罪をした者等に関する情報や支援のノウハウはあるものの、刑事司法手続の範囲を越えて支援することが難しい。
- ・ 地域社会での支援の担い手である地方公共団体との接点が限られており、地域の各種サービスに関する情報が不足している。

支援を必要としている犯罪をした者等に関する情報や支援のノウハウがある。

- 犯罪をした者等は地域の中でどのような問題・悩みを抱え、どのような支援を必要としているのか。
- 支援を必要としている者はどのくらいいるのか。
- 犯罪をした者等の支援に当たって、地方公共団体として何をすべきなのか。
- 犯罪をした者等の支援に理解があり、支援の担い手となり得るNPOや団体等はどの程度あるのか。
- 国からはどのような協力を得られるのか。

### 地方公共団体(地域社会)

独自に取組を進める地方公共団体がある一方で、多くの地方公共団体では、犯罪や非行をした者の地域社会における実態が分からないこと等により取組が難しいなど、実情は様々。

一般市民対象のサービスは分野を越えて充実しているものの、支援を必要としている犯罪をした者等に関する情報や支援のノウハウは十分でない。

### 犯罪や非行をした者

住居・就労の安定のみならず、飲酒・薬物、高齢・障害、生活困窮、不良交友、家庭・学校生活の不調等社会生活を送る上で生じる問題(生きづらさ)について相談でき、支援する公的機関を必要としている

問：断酒・断薬のために特に必要な支援は何か。(一部のみ抜粋)

保護観察終了者や満期出所者も受けられる公的機関による相談等の支援	60.9%
問題を解決するためのプログラムの提供や治療体制の充実	57.6%

問：家庭・学校生活の改善のために特に必要な支援は何か。(一部のみ抜粋)

保護観察終了者や満期出所者も受けられる公的機関による相談等の支援	47.7%
保護者に対する子育て上の悩み相談等の支援	40.4%

# 地方における再犯防止推進のイメージ

- 地方公共団体における再犯防止に対する理解や支援の担い手の有無等、その実情は様々。
- 刑事司法関係機関と地方公共団体が連携をして、地方における再犯防止施策を推進していくためには、再犯防止に関する地域の実情を十分に把握・理解した上で、その段階に応じて取り組むことができるよう、相互理解(ノウハウの提供・共有)を深めながら進めていくことが必要。

## ① 担当窓口・担当部署の設定

## ② 再犯防止に関する地域の実態把握

### 犯罪をした者等の実態・支援ニーズの把握

地域における犯罪をした者等の対象者の実態や支援ニーズを把握する。

### 支援者リストの作成

- ・ 支援ニーズに対応できる公的機関の担当者や地域の担い手(福祉施設、企業、NPO等の民間団体、保護司会等の再犯防止関係者等)を洗い出し、支援者リストを作成する。
- ・ 地域において、犯罪をした者等の社会復帰支援の中核的な役割を果たすことができる人材・機関等を掘り起こす。

### 地域における再犯防止推進体制の検討

作成した支援者リストを基に、地域の関係行政機関や支援の担い手が連携・協働して取り組むための、当該地域における再犯防止推進体制について検討する。

## ③ 地域における再犯防止推進体制の整備

### 地域における立ち直り支援ネットワークの整備

再犯防止推進体制の検討結果に基づき、医療・福祉・就労・住宅・教育といった関係行政機関と再犯防止関係者を含む支援の担い手からなるネットワークを構築。定期的に協議会を開催すること等により、顔の見える関係づくりを進める。

(都道府県等における立ち直り支援ネットワークのイメージ)

刑事司法関係機関  
民間協力者・団体等

連携

地方の窓口

市区町村

市区町村

地域の社会資源

地域の社会資源

住居支援窓口

市区町村

保健医療・福祉窓口

ソーシャル・ファーム

就労支援窓口

学習支援窓口

学校・学習支援団体

就労支援団体

地域の社会資源

生活支援団体

福祉施設等

保健医療機関

## ④ 地域の状況に応じた再犯防止施策の実施

国と地方公共団体の連携により刑事司法関係機関のノウハウと地域の強みを生かした取組を実施。取組の成果を幅広く共有することで、全国各地における再犯防止施策を促進。

# (参考)地方における再犯防止対策の推進に関する発言等

平成29年2月17日 再犯防止推進のための国・地方・民間会合

## ＜山田啓二全国知事会会長(京都府知事) 御発言＞

再犯防止推進法では、地方公共団体も地域における施策を講ずるという責務が規定されている。井戸知事からもあったとおり、私どもは、こうした(再犯等の)防止活動のノウハウを有している。一つは、平成23年に、(京都府は)少年非行の検挙数が日本一になってしまった。警察が頑張った証だと言っているが、大変厳しい現状があって、スクールサポーターや街づくり等によって、過去5年間で、全国では1000人当たり5人程減らしたのに対し、京都府では9人以上に減らすことができた。

こうした事例を共有することが大切であるため、夏の知事会までに、事例を集め、それを共有していく形を取りたい。

全国的に、再犯防止の「波」を波及させていきたいと思っているので、よろしくお願ひしたい。



## ＜安倍内閣総理大臣 御発言・抜粋＞

社会をより安心して暮らせる場、そして安全な場にしていく上においても、再犯防止は極めて重要な課題だと思います。

私も第一次政権を立ち上げたときに、再チャレンジ政策というものを立ち上げたわけがございます。再チャレンジ、これは人生において、自らの意思で自分の人生を変えられるということがメインテーマでございます。その中においても、一度犯罪を犯した人がまた犯罪を犯して、そして刑務所に戻っていくということが何回か繰り返されているわけがございます。これを断ち切っていくことは、社会を安全に保っていく上においても極めて大切なことであろうと力を入れてきたところでございます。

しかし、立ち直りのためにも、社会から排除したり孤立させないようにする、その上においても、仕事ができる、働く場が持てるということが最も大切、自分で立ていくことができることが大変大切であろうと思います。(略)

昨年の12月に、再犯の防止等の推進に関する法律が成立しました。この法律や皆様の活動内容も踏まえて、官と民が一体となったネットワークの中で、立ち直ろうとする人・立ち直りを支える人の双方を支援する再犯防止に向けた取組を、より一層強力に実践していくことが大切であろうと思います。(略)

平成29年4月18日 犯罪対策閣僚会議における安倍内閣総理大臣指示

再犯防止については、諸対策により刑務所出所者の再入率が減少。この5年間で実際に出所者を雇用いただいている協力雇用主が約3倍になるなど成果も出ています。

他方で、薬物乱用者、高齢の入所受刑者等を中心に、国だけでなく自治体においても息の長い取組が必要です。

全国の自治体において再犯防止対策が推進されるよう、地域の強みを生かす新たな施策の実施も含め、一層強力に取り組んでいただきたいと思います。



平成29年6月9日閣議決定 骨太の方針2017

・・・再犯防止対策について、本年中に策定予定の推進計画に基づき、・・・自治体との連携等を推進する。